

発議案第18号

秘密保全法案の提出断念を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年9月13日

八千代市議会

議長 松井秀雄 様

提出者	八千代市議会議員	堀口明子	㊞
賛成者	八千代市議会議員	中村健敏	㊞
	同	皆川知子	㊞

提案理由

秘密保全法案の提出断念を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

秘密保全法案の提出断念を求める意見書

安倍政権は、秋の臨時国会に秘密保全法案の提出を目指し、作業を進めていると報道されている。民主党前政権が準備し、法曹界や報道関係者などの強い反発から、国会提出を断念した秘密保全法案の骨格は変わらないとされているが、その対象は軍事分野のみならず「国の安全」、「外交」、「公共の安全及び秩序の維持」にまで広げ、違反者は最長で懲役10年と重罰化するものである。罰則の適用対象には、一般公務員だけでなく閣僚や副大臣、政務官の政務三役や軍事産業などの民間企業の契約者も検討されている。

国家機密の外部流出防止と言いながら、実際は国政の重要な情報を国民から隠そうとするものであり、国民や報道関係者の「知る権利」を侵害することになる。「知る権利」は、憲法が保障する国民主権の原理や民主主義の実現に不可欠な権利であり、「公益」、「公の秩序」の範囲内で保障されるものではない。憲法第9条の改定や集団的自衛権の行使などに連動した秘密保全法の制定は、国民の知る権利、報道の自由など基本的人権が抑圧されると危惧され、今回も日本弁護士連合会など法曹界や日本ジャーナリスト会議など報道関係者から提出断念を求める行動が起こっている。

よって、本市議会は国に対し、国民の目・耳・口をふさぐ危険がある秘密保全法案の提出断念を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様